平成２９年度 地域づくり夢チャレンジ推進補助金交付要項

（趣旨）

第１条　知事は、次の各号に掲げる目的のため、予算の範囲内で地域づくり夢チャレンジ推進補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要項によるものとする。

（１）市町村や地域住民の自主的な地域づくりを後押しするため、移住、雇用、交流拡大及び地域コミュニティ維持等に資する取組みへの総合的な支援を行うこと。

（２）「平成２８年熊本地震からの復旧・復興プラン」に基づき、市町村や地域団体等が地域の資源や特性を活かし、震災による県内外からの交流人口減少に歯止めをかけるための取組みへの支援を行うこと。

（定義）

第２条　この要項における用語の定義は、次に定めるところによる。

（１）「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

（２）「地域の縁がわ」とは、子ども、高齢者、障がい者など誰もが集い支え合う地域の拠点をいう。

（３）「地域の縁がわ取組団体」とは、「地域の縁がわ」において、サロン活動や見守り活動などの地域福祉活動に取り組む団体をいう。

（４）「地域コミュニティ組織」とは、「小学校区」や「大字」、「集落」単位などの住民で構成される自治会等の地縁的組織をいう。

（５）「市町村等」とは、市町村、広域連合、一部事務組合、及び市町村が参画し、かつ中心となって運営する実行委員会・協議会等をいう。

（６）「地域団体等」とは、地域づくり団体、地域コミュニティ組織、ＮＰＯ法人、福祉・商工・農林水産・文化関係団体、及び地域づくり団体等で構成する実行委員会・協議会等をいう。

（７）「農業者等の組織する団体」とは、農業者の組織及び農業者と食品産業、流通業、消費者グループ等との組織等をいう。

（８）「企業等」とは、株式会社、ＮＰＯ法人、社団法人等の法人格を有する団体をいう。

（９）「ＩＣＴ（Information and Communication Technology）」とは、ネットワークや情報通信機器等を利用し、多様なコミュニケーションを実現する技術をいう。

（１０）「補助事業」とは、市町村、地域団体又は企業等、別表１の事業実施者欄に記載の団体が直接実施する事業をいう。

（１１）「備品」とは、性質若しくは形状を変更することなく比較的長期間の使用に耐える物品又は長期間にわたり保存すべき物品であって、１品の取得価格が３万円以上のものをいう。

（１２）「施設整備」とは、建物等の構造物の新築、増築、改修及び取得をいう。

（１３）「ハード」とは、施設整備及び１品の取得価格が１０万円以上の備品の取得をいう。

（１４）「ソフト」とは、ハード以外のものをいう。

（補助対象事業、事業実施者、補助率及び上限額等）

第３条　補助対象事業、補助対象事業の実施者（以下「事業実施者」という。）、補助率及び補助金の上限額等は、分野及び取組ごとに別表１に定める。

２　前項の補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

（１）国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けない事業であること。ただし、国の「地方創生加速化交付金」及び「地方創生推進交付金（新型交付金）」を除く。

（２）事業実施者にとって新規に取り組む事業又は平成２７年度若しくは平成２８年度にこの補助金の交付を受け、若しくは平成２６年度地方創生チャレンジ推進補助金の交付を受けた事業（平成２６年度にこの補助金の交付を受けた事業（平成２６年度において、新規にこの補助金の交付を受けた事業のうち、平成２８年熊本地震の影響で平成２８年度に予定していた取組みを実施できなかった事業を除く。）を除く。）で、知事が複数年にわたる支援が必要と認める事業であること。ただし、別表１に掲げる⑫震災復興に向けた交流促進の取組みについては、必ずしも知事が複数年にわたる支援が必要と認める事業である必要はない。

（３）事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと。ただし、高度な専門性が必要であるなどの合理的な理由がある場合を除く。

（４）施設整備又は備品等の取得のみを目的とする事業でないこと。

（５）補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられていること。ただし、別表１に掲げる⑫震災復興に向けた交流促進の取組みについては、この限りでない。

（６）個人への金銭的給付を行うものでないこと。

（７）地域課題や住民ニーズに的確に対応した事業であること。

（８）別表１に掲げる①移住定住を促進する取組み、②⑤コミュニティ・ビジネス起業化の取組み、③⑥地域のしごと（支事）おこしの取組み、④農業の地域資源（宝）活用の取組み、⑨地域コミュニティ維持の取組みは、市町村が策定した地方創生に係る総合戦略に位置付けた事業であること。

（９）別表１に掲げる⑦交流促進の取組みのうち、平成２７年度に平成２６年度地方創生チャレンジ推進補助金の交付を受けた事業については、市町村が策定した地方創生に係る総合戦略に位置付けた事業であること。

３　第１項の事業実施者のうち、市町村及び市町村等については熊本市を含まないものとする。ただし、熊本市が他の市町村等と連携して補助対象事業を実施し、その効果が県内に波及すると認められるときはこの限りではない。

４　第１項の事業実施者のうち、地域団体等については、以下の各号を全て満たす団体とし、企業等については、第２号から第６号までを全て満たす団体とする。

（１）熊本県内に事務所等を有し、熊本県内で活動していること。

（２）団体の定款、規約、会則等を有すること。

（３）補助対象事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。

（４）宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

（５）特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

（６）暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は、補助対象事業に要する経費とする。

２　補助対象外経費は次のとおりとする。

（１）団体の組織や施設の運営に要する経費

（２）飲食に要する経費

（３）出資、出捐、貸付に要する経費

（４）土地の取得、賃借、補償に要する経費

（５）施設整備及び備品等の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費

（６）その他知事が不適当と認める経費

３　補助対象事業に入場料、出展料、参加料、売上金等の当該事業収入がある場合は、補助対象経費から控除するものとする。ただし、知事が当該事業収入の全部又は一部を控除する必要がないと認める場合にあってはこの限りではない。

４　別表１に掲げる①移住定住を促進する取組みのうち空き家整備を行う場合に要する改修額は、１棟当たり５００万円以内とする。

５　別表１に掲げる⑦交流促進の取組み及び⑫震災復興に向けた交流促進の取組みについては、ハードのうち土地に定着したものを補助対象経費とし、補助対象経費に占める備品購入費及びハードに要する経費の割合は、５０パーセント未満とする。

６　別表１に掲げる⑩地域活性化につながる文化活動の取組みについては、備品購入費を補助対象外経費とする。

７　登記若しくは登録等を必要とする施設整備又は備品の取得に要する経費については、法人格を有する団体が行う場合に限る。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次に掲げる方法により算出した、ソフト及びハードそれぞれの補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計とする。ただし、合計する前のそれぞれの算出額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）前条第３項に掲げる収入がない場合は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。

（２）前条第３項に掲げる収入がある場合は、補助対象経費から当該事業収入を控除したものに補助率を乗じて得た額とする。ただし、前条第３項ただし書の規定により知事が認める場合は、補助対象経費から、控除の必要のない額を除いた当該事業収入を控除した額に補助率を乗じて得た額とする。

（補助事業の募集）

第６条　補助事業の募集期間は、第一次募集を平成２９年４月３日から平成２９年４月１７日まで、第二次募集を平成２９年６月１日から平成２９年６月１４日までとする。ただし、予算の執行状況によっては早期に募集を終了し若しくは第二次募集を中止し又は予算の範囲内で追加の応募を受け付け若しくは追加の募集を行う場合がある。

（事業計画書の提出）

第７条　補助金の交付を受けようとする事業実施者は、事業計画書（別記第１号様式）を各募集期間内に２部提出するものとする。

２　事業計画書の提出に当たっては、補助対象事業ごとに別表２に定める関係書類を添付するものとする。

（事業計画書の審査）

第８条　提出された事業計画書に基づき、事業内容の審査等を経て、事業実施者に対し補助金内示通知書（別記第２号様式）により通知する。

２　前項の審査の詳細は別に定める。

（補助金の交付申請）

第９条　補助金の交付を受けようとする事業実施者は、内示通知書の受領後、速やかに交付申請書（別記第３号様式）を２部提出するものとする。

２　補助金の交付申請に当たっては、別表２に定める関係書類を添付するものとする。

３　前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第１０条　規則第４条の規定による補助金の交付決定は、補助金交付決定通知書（別記第４号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第１１条　規則第７条第１項に規定する変更事由は、次のとおりとする。

（１）補助対象事業の主要部分の変更

（２）補助対象経費の３０％を超える変更

２　規則第７条第１項の変更申請書は、別記第５号様式によるものとし、添付書類は別表３に定める。

３　規則第７条第３項において準用する第６条の規定による補助事業の内容等の変更承認通知は、補助金の額に変更が生じるときは変更交付決定通知書（別記第６号様式）、補助金の額に変更が生じないときは計画変更承認通知書（別記第７号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第１２条　規則第８条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して３０日を経過する日までとする。

（状況報告）

第１３条　規則第１１条の規定により知事が必要であると認める場合は、実施状況報告書（別記第８号様式）により、事業実施者に対して報告を求めることができる。

（しゅん工確認検査）

第１４条　事業実施者が行う施設整備については、熊本県補助工事等確認検査規程（昭和４３年熊本県訓令甲第２１号）に基づき、県がしゅん工確認検査を行うものとし、検査内容は次のとおりとする。

（１）経理検査

（２）出来形検査

（３）その他必要な検査

２　事業実施者は、しゅん工検査後、速やかに補助工事等しゅん工確認検査要請書（別記第９号様式）を知事に提出する。

３　第１項のしゅん工確認検査に必要な書類は、別表４に定める。

（実績報告）

第１５条　規則第１３条の規定により補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（別記第１０号様式）を２部提出しなければならない。

２　各補助事業における添付書類は、別表５に定める。

３　第１項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了の日から起算して３０日を経過した日又は平成３０年３月１５日のいずれか早い日とする。ただし、知事が適当と認める場合にあっては、この限りでない。

４　第９条第３項ただし書に該当する事業実施者は、第１項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

５　第９条第３項ただし書に該当する事業実施者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第１１号様式）により速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１６条　規則第１４条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第１２号様式）により行うものとする。

（補助金の請求等）

第１７条　規則第１６条第１項に規定する補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（別記第１３号様式）を提出しなければならない。

２　補助金の交付を概算払いで受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払申請書（別記第１４号様式）によるものとし、各補助対象事業における添付書類は、次のとおりとする。

（１）補助金概算払請求書（別記第１４号の２様式）

（２）契約書、請書、請求書、見積書等、支払先及び金額を証する書類

（３）概算払いの対象となる経費及び事業の進捗状況を記載した書類

（４）その他、必要と認められる書類

（財産処分の制限）

第１８条　規則第２１条第２項の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する耐用年数に相当する期間とする。

（証拠書類の保管）

第１９条　規則第２３条の別に定める期間は、５年とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

（書類の提出方法）

第２０条　この要項に基づき知事に提出する書類は、市町村等が事業実施者の場合は補助対象事業が主に実施される地域を管轄する広域本部地域振興局総務振興課又は振興課（山鹿市においては県北広域本部振興課）に提出するものとし、地域団体等及び企業等が事業実施者の場合は補助対象事業が主に実施される市町村を経由して管轄する広域本部地域振興局総務振興課又は振興課（熊本市内の場合は熊本市を経由して地域振興課、又、山鹿市内の場合は山鹿市を経由して県北広域本部振興課）に提出するものとする。ただし、知事が適当と認める場合にあっては、この限りでない。

２　知事は、前項の規定により地域団体等及び企業等が提出した書類の進達を受けるに当たっては、進達する市町村に意見書（別記第１号の６様式又は第１０号の４様式）の添付を求めるものとする。

（雑則）

第２１条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　附則

この要項は、平成２９年４月３日から施行する。

別記第１号様式　　　　事業計画書鑑

別記第１号の２様式　　事業計画書

別記第１号の３様式　　事業スケジュール

別記第１号の４様式　　収支予算書

別記第１号の５様式　　全体計画書

別記第１号の６様式　　市町村意見書

別記第１号の７様式　　起業の誘発

別記第１号の８様式　　計画概要＜育成段階＞

別記第１号の９様式　　計画概要＜起業化段階＞

別記第１号の１０様式　実施体制図

別記第１号の１１様式　３か年収支計画

別記第１号の１２様式　企業推薦書

別記第２号様式　　　　内示通知書

別記第３号様式　　　　交付申請書

別記第４号様式　　　　交付決定通知書

別記第５号様式　　　　変更申請書

別記第５号の２様式　　事業変更計画書

別記第５号の３様式　　変更後事業スケジュール

別記第５号の４様式　　変更後収支予算書

別記第６号様式　　　　変更交付決定通知書

別記第７号様式　　　　変更承認通知書

別記第８号様式　　　　実施状況報告書

別記第９号様式　　　　しゅん工確認検査要請書

別記第９号の２様式　　検査任命伺い

別記第９号の３様式　　検査調書

別記第９号の４様式　　施設整備確認調書

別記第９号の５様式　　補助工事等是正通知書

別記第９号の６様式　　是正工事完了通知書

別記第９号の７様式　　是正工事確認検査復命書

別記第１０号様式　　　実績報告書

別記第１０号の２様式　実施内容報告書

別記第１０号の３様式　収支精算書

別記第１０号の４様式　市町村意見書

別記第１１号様式　　　消費税等仕入控除税額報告書

別記第１２号様式　　　交付確定通知書

別記第１３号様式　　　交付請求書

別記第１４号様式　　　概算払申請書

別記第１４号の２様式　概算払請求書